

# 償却資産のあらまし

由利本荘市

## 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課せられない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

## 2. 申告書の提出について

毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方（事業所等に償却資産を賃貸している方を含みます。）は、その資産の所有状況を資産の所在市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条）

## 3. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例	( ) 標準的な耐用年数
1	構築物	路面舗装コンクリート(15)、アスファルト(10)、緑化施設・庭園(20)、コンクリートブロック(15)、フェンス(10)、広告塔(20)、側溝(15)	
	建物附属設備	屋外給排水・ガス引き込み設備(15)、そで看板(18)、浄化槽(15)、可動間仕切(15)、屋外貯水槽(15)、アーケード・日よけ(15又は8)、受変電設備・自家発電設備(15)	
2	機械及び装置	食料品製造業用設備(10)、繊維工業用設備(7又は3)、木材又は木製品製造業設備(8)、パルプ・紙加工用設備(12)、金属製品製造業用設備(10又は6)、農業用設備(7)、宿泊業用設備(10)、飲食店用設備(8)、自動車整備業用設備(15)	
3	船舶	漁船(6又は4)、モーターボート(4)	
4	航空機	飛行機(8)、ヘリコプター(5)	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車〔0、00から09及び000から099〕、〔9、90から99及び900から999〕の車両、構内運搬車(7)、フォークリフト(4)	
6	工具、器具及び備品	事務用備品(15又は8)、パソコン(5又は4)、コピー機(5)、テレビ(5)、陳列ケース(8)、ネオンサイン(3)、測定工具(5)、医療機器(7又は6)、理容及び美容機器(5)、応接セット(8)、机(15)、キャビネット(15)、レジスター(5)、自動販売機(5)、冷暖房機器(6)、除雪機(10)	

## 4. 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産。

なお、次のような場合も申告の対象となります。

- 1) 法定耐用年数を経過している償却済資産であっても事業用として現在も使用している資産。  
(遊休、未稼働であっても事業用として使用可能な資産を含みます。)
- 2) 企業の帳簿や台帳に記載されていない(簿外)資産で事業用として使用できる資産。
- 3) 耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産。
- 4) 改良費(資本的支出)
- 5) 福利厚生のに供する資産。

## 5. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要がありません。

- 1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産(乗用トラクタ・乗用田植機・乗用コンバイン・農耕作業用トレーラーなど)。ただし、歩行用田植機、大型特殊自動車は申告の対象です。※農耕作業用トレーラーについては一部、軽自動車税種別割の課税対象となりました。(令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号)
- 2) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で税務会計上固定資産として計上しない(一時に損金算入している、または必要経費としている。)資産、および取得価額が20万円未満の資産で税務会計上3年間で一括償却する資産。
- 3) 建物附属設備のうち家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める資産。
- 4) 無形固定資産(特許権、ソフトウェアなど)

## 6. 減価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得(A)	前年前 取得(B)			前年中 取得(A)	前年前 取得(B)			前年中 取得(A)	前年前 取得(B)
		$1 - \frac{r}{2}$	1-r			$1 - \frac{r}{2}$	1-r			$1 - \frac{r}{2}$	1-r
-	-	-	-	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950

※  $\frac{r}{2}$  は、小数点第4位を四捨五入。

## 7. 評価額（課税標準額）の算出方法

償却資産の評価額は資産の取得年月・取得価額および耐用年数に基づき、一品毎に賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。なお、課税標準の特例（地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3）が適用されない限り、この評価額がそのまま課税標準額になります。

- 1) 前年中に取得した資産・・・取得価額 × A（「減価残存率表」の耐用年数に対応する減価残存率）
- 2) 前年前に取得した資産・・・前年度評価額 × B（「減価残存率表」の耐用年数に対応する減価残存率）

### <計算例>

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	評価額の計算
路面舗装 (アスファルト)	令和3年5月	2,500,000円	10年	令和4年度評価額（前年の評価額の算出） $2,500,000円 \times 0.897 = 2,242,500円$
				令和5年度評価額 $2,242,500円 \times 0.794 = 1,780,545円$
				令和6年度評価額 $1,780,545円 \times 0.794 = \underline{1,413,752円}$ 1円未満を切り捨てています。
コピー機	令和5年7月	1,365,500円	5年	令和6年度評価額 $1,365,500円 \times 0.815 = \underline{1,112,882円}$ 1円未満を切り捨てています。
令和6年度評価額 合計				2,526,634円

## 8. 税額の計算方法

償却資産の税額は、課税標準額 × 税率 (1.4%) で計算されます。

なお、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。【申告書の提出は必要です】

### <計算例>

◇課税標準額・・・2,526,634円

① 課税標準額に税率を乗じる前に、課税標準額の1,000円未満を切り捨てます。

② 税額の計算  $2,526,000円 \times 1.4\% = 35,364円$

③ 計算後の税額から100円未満を切り捨てます。 → 35,300円

## 9. 家屋と償却資産の区分

家屋には様々な建築設備が取り付けられておりますが、独立した機器としての性格が強いもの（ルームエアコン、屋外照明、カメラ、看板など）は償却資産として取り扱います。

また、テナント等に入り、家屋の所有者以外の賃借人が施工した内装・造作および建築設備等については、賃借人の償却資産として取り扱います。

## 10. 先端設備等に係る固定資産税（償却資産）の特例措置について

「先端設備等導入計画」の認定に基づいて取得した先端設備等（償却資産）の固定資産税について、取得した翌年度から課税標準額を軽減する特例措置が令和5年度に改正されました。

「軽減の期間」及び「課税標準の軽減割合」は以下の表の通りです。

貸上げ表明の有無	軽減の期間及び課税標準の軽減割合	
表明なし	3年間、課税標準を2分の1に軽減	
表明あり	令和6年3月31日までに取得した場合	5年間、課税標準を3分の1に軽減
	令和7年3月31日までに取得した場合	4年間、課税標準を3分の1に軽減

<提出書類>

- 1) 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
- 2) 由利本荘市から認定を受けた「先端設備等導入計画に係る認定書」の写し
- 3) 工業会等による「仕様書等証明書」の写し（リース会社が申告する場合のみ）
- 4) 「リース契約書」の写し（リース会社が申告する場合のみ）
- 5) リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し（リース会社が申告する場合のみ）
- 6) 「従業員へ貸上げ方針を表明したことを証する書面」の写し（貸上げ表明を従業員に表明した場合）

【由利本荘市 HP→くらしの総合案内→手続き窓口案内→税→固定資産税→先端設備等に係る固定資産税の特例措置について（地方税法附則第15条第45項）】

## 11. 電子申告のご利用について

由利本荘市では、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告を受け付けております。eLTAXは地方税に関する手続きを、インターネットを利用して自宅やオフィスなどから電子的に行うシステムです。eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます。また、複数の都道府県や市区町村に申告書の手続きを一度に行うことができます。地方税に関する個人情報を取り扱うことから、高い安全性と信頼性を確保し、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策がされています。

詳しい利用方法などに関しましては、eLTAXホームページ又は、由利本荘市ホームページに掲載しております。

【由利本荘市 HP→くらしの総合案内→手続き窓口案内→税→税に関するお知らせ→eLTAX(エルタックス)の受付を行っています】

## 12. 調査協力にかかるお願い

由利本荘市では、地方税法の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類の閲覧および実地調査をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。